

2024年9月27日

お客さま 各位

株式会社秋田銀行

### 暗号資産交換業者への振込依頼人名を変更したお振込の制限について

ATMやインターネットバンキングにおける不正送金事案や、還付金詐欺・架空料金請求詐欺等の特殊詐欺において、被害金が暗号資産交換業者の金融機関口座に送金される事案が増加しております。

こうした状況を踏まえ、当行では、お客さま保護および不正送金防止の観点から、2024年10月7日（月）より、暗号資産交換業者へのお振込みに際し、口座名義人と異なる振込依頼人名に変更してお振込みされる場合は、お取引を制限させていただく場合がございます。

不正利用防止のため、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

#### 1. 実施日

2024年10月7日（月）

#### 2. 実施内容

##### (1) 制限対象のお取引

ご利用方法	制限対象のお取引
ATM（当行、コンビニ）	振込依頼人名を変更した暗号資産交換業者宛てのお振込
個人インターネットバンキング （あきぎんアプリ含む）	

##### (2) 振込依頼人名による取扱可否の具体例

口座名義人	振込依頼人名	取扱可否
アキタ タロウ	アキタ タロウ	お取り扱いできます
	12345 アキタ タロウ	お取り扱いできます
	アキタ ハナコ	お取り扱いできません
	フセイ タロウ	お取り扱いできません

※口座名義の前後に英数字等を付される場合は制限の対象となりません。

#### 3. ご参考

金融庁HP <https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20240207.html>

警察庁HP <https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/koho/news/20240206.html>

(以 上)